

## 国民健康保険事業特別会計の財政推計について

## 1 平成28年度・29年度の財政推計

平成28年度及び平成29年度の2年間の国民健康保険事業の財政状況は、歳入では被保険者数の減に伴う保険税の減収が影響し、減少傾向が続くものと見込まれる。歳出では、保険給付費について、一人当たりの保険給付費が増となるが、被保険者数の減が影響し減と見込む。また、高齢化の進展による後期高齢者支援金・介護納付金は増となり、歳出総額は、微減で推移すると見込まれる。

## (A案)

現状の保険税率を維持し、被保険者一人当たりの繰入額を平成26年度決算ベースとした場合、平成28年度・29年度の財源不足額をそれぞれ「336,780千円」、「417,180千円」と見込む。

## (B案)

現状の保険税率を維持し、被保険者一人当たりの繰入額を平成27年度決算見込みベースとした場合、平成28年度・29年度の財源不足額をそれぞれ「197,780千円」、「283,180千円」と見込む。

## (A案)

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	18,134,133	17,861,383	20,246,108	19,785,000	19,721,000
歳出	17,879,799	17,585,016	20,400,883	20,121,780	20,138,180
差額	254,334	276,367	△154,775	△336,780	△417,180

## (B案)

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	18,134,133	17,861,383	20,246,108	19,924,000	19,855,000
歳出	17,879,799	17,585,016	20,400,883	20,121,780	20,138,180
差額	254,334	276,367	△154,775	△197,780	△283,180

※平成27年度における差額の補てんは、今後補正予算による対応を予定。

## 財政推計のポイント

- ・ 保険税収入は減少する。
- ・ 被保険者数は減少する。
- ・ 一人当たりの保険給付費は増加する。
- ・ 高齢化の進展は今後も続く。
- ・ 歳出は微減で推移する。

## 2 被保険者数

被保険者数は、雇用状況の改善による被用者保険への加入、後期高齢者医療制度への移

行を勘案し、平成28・29年度の被保険者数をそれぞれ「44,800人」、「43,500人」と見込む。なお、退職被保険者は、平成27年度より退職被保険者の新規適用がなくなった影響により大幅減となる。

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般被保険者	45,752	45,251	44,600	43,800	42,800
退職被保険者	2,330	1,965	1,600	1,000	700
合計	48,082	47,216	46,200	44,800	43,500
前年度比	△1.0%	△1.8%	△2.2%	△3.0%	△2.9%

### 3 歳出について (主なもの)

#### (1) 保険給付費

平成28・29年度の一人当たりの療養給付費の対前年度伸び率をそれぞれ「2.2%」、「2.3%」、被保険者数の伸び率をそれぞれ「△3.0%」、「△2.9%」と推計し、保険給付費をそれぞれ「11,390,100千円」、「11,329,400千円」と見込む。

(単位：円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一人当たり療養給付費	209,875	212,106	217,800	222,681	227,807
前年度比	4.0%	1.1%	2.7%	2.2%	2.3%

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険給付費	11,618,410	11,567,112	11,573,944	11,390,100	11,329,400
前年度比	2.7%	△0.4%	0.1%	△1.6%	△0.5%

#### (2) 後期高齢者支援金・介護納付金

後期高齢者支援金は、一人当たり負担額の増と被保険者数の減を勘案し、平成28・29年度の後期高齢者支援金をそれぞれ「2,553,900千円」、「2,569,200千円」と見込む。

介護納付金は、一人当たり負担額の増と被保険者数の減を勘案し、平成28・29年度の介護納付金をそれぞれ「1,036,800千円」、「1,057,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
後期高齢者支援金	2,495,408	2,537,167	2,538,709	2,553,900	2,569,200
前年度比	4.1%	1.7%	0.1%	0.6%	0.6%
介護納付金	1,026,959	1,065,005	1,002,121	1,036,800	1,057,000
前年度比	7.0%	3.7%	△5.9%	3.5%	1.9%

### (3) 共同事業拠出金

共同事業拠出金は、対象医療費の影響を受け、平成28・29年度の共同事業拠出金をそれぞれ「4,717,000千円」、「4,718,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同事業拠出金	1,844,596	1,896,327	4,644,994	4,717,000	4,718,000
前年度比	1.9%	2.8%	144.9%	1.6%	0.0%

※ 共同事業拠出金は、歳入の共同事業交付金と同様に、平成27年度から対象医療費が1円以上に拡大されたことにより、大幅増となった（従前はレセプト1件30万円以上の医療費を対象としていた。）。

## 4 歳入について（繰入金を除く）

### (1) 国民健康保険税

国民健康保険税は、被保険者数の減を勘案し、平成28・29年度の国民健康保険税をそれぞれ「3,391,000千円」、「3,289,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民健康保険税	3,834,598	3,753,755	3,481,300	3,391,000	3,289,000
前年度比	1.0%	△2.1%	△7.3%	△2.6%	△3.0%

### (2) 国庫支出金

国庫支出金は、保険給付費の減、後期高齢者支援金及び介護納付金の増の影響、また退職被保険者の一般被保険者への移行を勘案し、平成28・29年度の国庫支出金をそれぞれ「3,634,000千円」、「3,643,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国庫支出金	3,606,468	3,830,572	3,589,718	3,634,000	3,643,000
前年度比	7.5%	6.2%	△6.3%	1.2%	0.2%

### (3) 都支出金

都支出金は、国庫支出金と同様に、保険給付費の減、後期高齢者支援金及び介護納付金の増の影響を勘案し、平成28・29年度の都支出金をそれぞれ「1,093,000千円」、「1,099,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
都支出金	1,090,246	1,174,000	1,080,733	1,093,000	1,099,000
前年度比	4.7%	7.7%	△7.9%	1.1%	0.5%

#### (4) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金は、平成27年度より退職被保険者の新規適用がなくなった影響を勘案し、平成28・29年度の療養給付費等交付金をそれぞれ「405,000千円」、「369,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養給付費等交付金	732,063	612,272	538,384	405,000	369,000
前年度比	△18.0%	△16.4%	△12.1%	△24.8%	△8.9%

#### (5) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金は、高齢化の進展を勘案し、平成28・29年度の前期高齢者交付金をそれぞれ「3,926,000千円」、「4,031,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前期高齢者交付金	3,940,864	3,591,796	3,788,830	3,926,000	4,031,000
前年度比	△1.2%	△8.9%	5.5%	3.6%	2.7%

#### (6) 共同事業交付金

共同事業交付金は、対象医療費の影響を受け、平成28・29年度の共同事業交付金をそれぞれ「4,796,000千円」、「4,800,000千円」と見込む。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同事業交付金	1,843,437	1,966,935	4,719,275	4,796,000	4,800,000
前年度比	4.3%	6.7%	139.9%	1.6%	0.1%

※ 共同事業交付金は、歳出の共同事業拠出金と同様に、平成27年度から対象医療費が1円以上に拡大されたことにより、大幅増となった（従前はレセプト1件30万円以上の医療費を対象としていた。）。

## 5 繰入金について

繰入金は、平成23年度以降、一般会計繰入金について2,500,000千円を繰り入れてきた。平成26年度は、運営基金から130,000千円を繰り入れ、一般会計繰入金を2,470,000千円とした。平成27年度（予算）は、国による財政支援の拡充により、一般会計繰入金のうち法定分の保険基盤安定繰入金について約101,000千円の公費投入が行われた。これに加え、歳入不足を補てんするため99,000千円を上乗せして、繰入金総額を2,700,000千円として歳入歳出の均衡を図った。

### (1) 一般会計繰入金

被保険者数の減少傾向が顕著な中、平成27年度の繰入額2,700,000千円を基準とはせず、一人当たり法定外繰入額を平成26年度決算とした場合をA案、一人当たり法定外繰入額を平成27年度決算見込みとした場合をB案とし、それぞれ算出した。

#### (A案)

繰入金の財政推計に当たっては、平成26年度決算の一人当たり法定外繰入額（37,100円）を見込額とする。

一般会計繰入金は、法定繰入額及び平成26年度決算における一人当たり法定外繰入額（37,100円）に各年度の推計被保険者数を乗じた額の合算額（以下「繰入基礎額」という。）とし、平成28・29年度の繰入金をそれぞれ「2,521,000千円」、「2,471,000千円」と見込む。

#### (B案)

繰入金の財政推計に当たっては、平成27年度決算見込みにおける一人当たり法定外繰入額（40,200円）を見込額とする。

一般会計繰入金は、法定繰入額及び平成27年度決算見込みにおける一人当たり法定外繰入額（40,200円）に各年度の推計被保険者数を乗じた額の合算額（以下「繰入基礎額」という。）とし、平成28・29年度の繰入金をそれぞれ「2,660,000千円」、「2,605,000千円」と見込む。

### (2) 運営基金繰入金

運営基金繰入金は、平成27年度末時点の残高見込は、157,577千円であるが、27年度の財源不足の対応のため、本年度中の繰入を予定している。そのため、平成28・29年度の繰入金をそれぞれ「0円」、「0円」とした。

その他一般会計繰入金（法定外繰入）

(A案)

(単位：千円・円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
その他一般会計繰入金	1,840,203	1,752,489	1,857,563	1,662,080	1,613,850
一人当たり繰入額	38,272	37,116	40,207	37,100	37,100

(B案)

(単位：千円・円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
その他一般会計繰入金	1,840,203	1,752,489	1,857,563	1,800,960	1,748,700
一人当たり繰入額	38,272	37,116	40,207	40,200	40,200

一般会計繰入金の種類

繰入金の種類	区 分
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	法令等の定めのある繰入金
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	
職員給与費等繰入金	
出産育児一時金繰入金	
財政安定化支援事業繰入金	
その他一般会計繰入金*	法令等の定めのない繰入金

**【国民健康保険制度の見直し】**

その他一般会計繰入金\*は、決算補てん等を目的とした法定外繰入であり、全国で約 3,544 億円、そのうち約 3 割の 1,068 億円を東京都が占めている。今般の国保法改正により、国民健康保険の財政基盤を強化するために、毎年約 3,400 億円の財政支援が拡充された。

## 6 財政推計に基づく国民健康保険税の改定率

### (1) 改定率

今回の改定に当たっては、被保険者数の減少傾向が顕著な中、一般会計繰入金について被保険者数の減を反映した繰入基礎額を求め、財政推計を行った。

#### (A案)

平成28年度・29年度の国民健康保険事業全体の財源不足額を、それぞれ「336,780千円」、「417,180千円」と見込む。

財源不足額は、2年間で総額 753,960 千円となる。この財源不足額を税率改定で補てんする場合の改定率は11.3%、一人当たりの年額は、平均8,540円の増額となる。

#### (B案)

平成28年度・29年度の国民健康保険事業全体の財源不足額を、それぞれ「197,780千円」、「283,180千円」と見込む。

財源不足額は、2年間で総額 480,960 千円となる。この財源不足額を税率改定で補てんする場合の改定率は7.2%、一人当たりの年額は、平均5,450円の増額となる。

### (2) 検討事項

税率改定を行う場合、次の事項について整理する必要がある。

- ① 財政運営の責任主体が都道府県に移行する平成30年度を見据えた税率改定のあり方について
- ② 保険税目（医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）の改定について
- ③ 被保険者数の減少に応じた、一般会計からの繰入金のあり方について
- ④ 本年3月に公布された政令改正に伴う賦課限度額の見直しについて
- ⑤ 今後も実施が想定される低所得者に対する軽減措置の拡充と賦課限度額の改定に係る取扱いについて